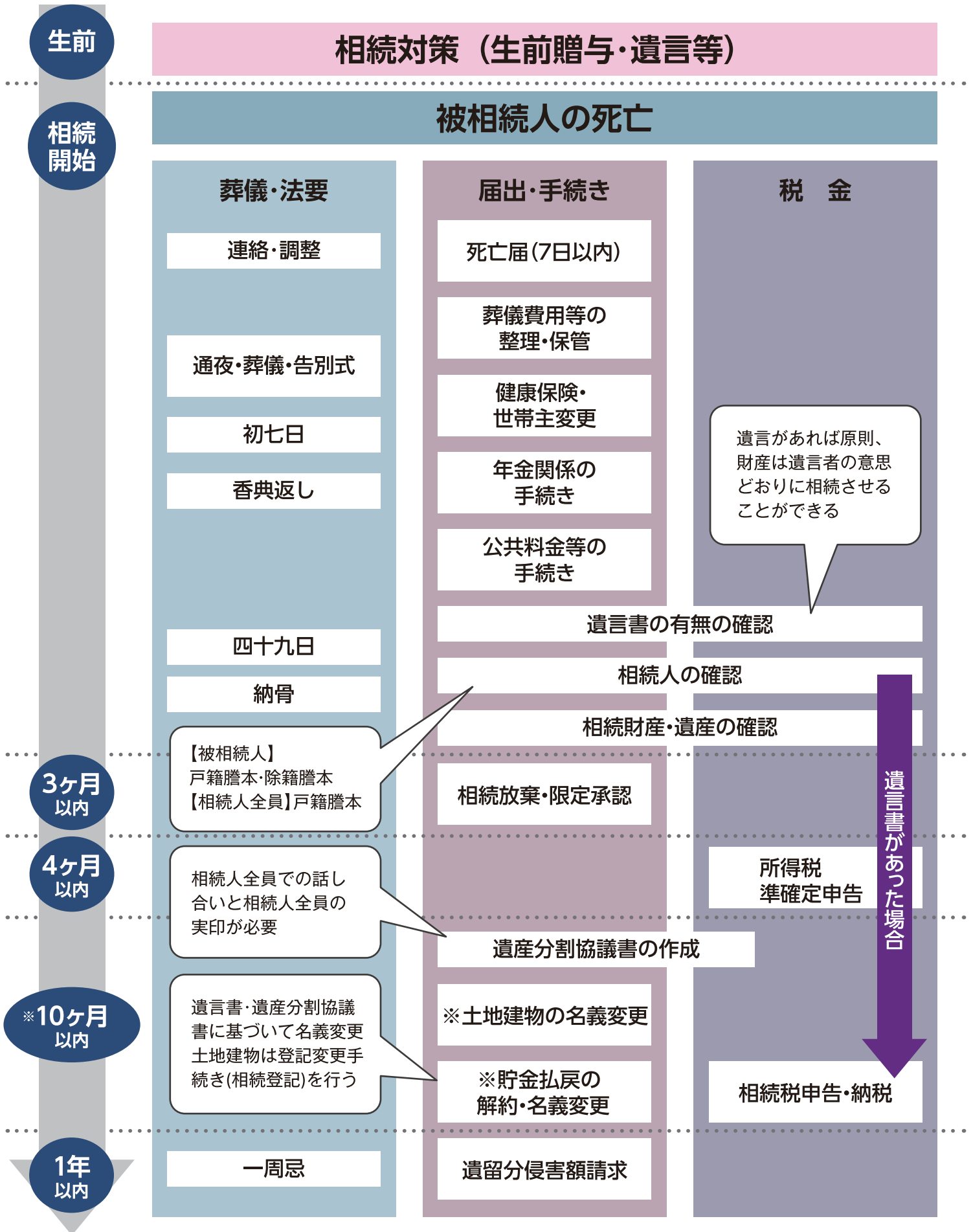


相続開始後に必要なお手続き



※相続税の申告・納付は原則10ヵ月以内ですが、払戻・名義変更については法律上特段期限は定められていません。

相続税申告等のための必要書類

相続関係

被相続人関係

被相続人の戸籍謄本・除籍謄本(出生から死亡まで)	【役所】
被相続人の住民票の除票	【役所】
法定相続情報	【法務局】
死亡診断書	【病院】
遺言書	【自宅・公証役場】
被相続人の確定申告書の写し	【自宅】
被相続人が主宰する法人の決算書の写し	【自宅】
被相続人の略歴書	【自宅】

相続人関係

相続人全員の戸籍謄本	【役所】
相続人全員の住民票	【役所】
相続人全員の印鑑証明書	【役所】
相続人全員のマイナンバー	
遺産分割協議書	

財産関係

不動産

土地・建物の登記簿謄本（全部事項証明書）	【法務局】
固定資産評価証明書・名寄帳	【役所】
土地・建物の賃貸借契約書	【自宅】
公図・地積測量図	【法務局】

その他

預貯金の死亡日現在の残高証明書	【JA・銀行】
持株の死亡日現在の株式残高登録証明書	【証券会社】
JAの出資金の死亡日現在の残高証明書	【JA】
ゴルフ会員権証明の写し	【自宅】
死亡日現在の生命共済（保険）支払調書	【JA・保険】
共済契約・保険契約権利の評価証明書	【JA・保険】
生命共済（保険）証券の写し	【自宅】
退職金・弔慰金支払調書	【勤務先】
借入金の死亡日現在の残高証明書	【JA・銀行】
住民税・固定資産税納税通知書	【自宅】
医療費領収書	【自宅】
葬式費用の明細	【自宅】
預貯金の通帳の写し（過去3年位）	【自宅】
贈与契約書・贈与税申告書の写し	【自宅】

相続税Q&A

Q 相続税申告って必要なの？

A 正味の遺産額（遺産総額から借金などを控除したもの）が、**基礎控除額を超える場合には申告が必要です。**

基礎控除額=3,000万円+(600万円×法定相続人数)

例) 遺産額8千万円で子2人の場合、計470万円の相続税

Q 遺産分割が終わる前でも預貯金の払い戻しができるようになったって聞いたけど、本当？

A 民法の改正に伴い、相続人の資金需要（葬儀費用や生活費など）に対応できるように、**預貯金のうち一定額については、単独での払い戻しができるようになりました。**

単独で払戻しをすることができる額
= (相続開始時の預貯金の額(口座基準) × 1/3 × 法定相続分)
※ただし、1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円まで。

例) 相続人：長男、二男 A口座に預貯金600万円
→長男100万円の払戻し可



相続について 何か気になることはありませんか？

ご相談・お問い合わせは
お近くの支店または
JAセレサ川崎 本店
コンサルティング部 資産相談課
☎044 (863) 6580

※専門的な相談をご希望される方へ

JAセレサ川崎では顧問弁護士、税理士による相談会を毎週開催しています。

相談費用は無料ですので、ぜひお気軽にご利用ください。詳しくはお近くの支店またはホームページよりご確認ください。